

令和3年8月25日

第35回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部 大臣指示

- 本日開催された政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、緊急事態措置の区域については、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県を追加し、その実施期間を8月27日から9月12日までとすることが決定されました。
まん延防止等重点措置の区域については、高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県を追加し、その実施期間を8月27日から9月12日までとすることが決定されました。
- デルタ株への置き換わりが進み、全国の多くの地域で感染が急速に拡大していることを踏まえ、今一度、不要不急の外出や、移動の自粛等を強く求めるとともに、感染防止等の徹底に取り組む必要があります。
そのため、私からは、8月17日付で指示した各種の取組について、改めてその実施を徹底するとともに、所管業界に対し、業種別ガイドラインの改訂を行うことを促すことで、感染拡大の防止に万全を期すことを指示いたします。
- 引き続き、職員一人一人が、国家公務員としての高い自覚と緊張感をもって業務に励むとともに、テレワークの活用等による出勤回避の徹底など感染予防対策や体調管理をより一層徹底してください。
- 国民の生命と暮らしを守るために速やかに感染収束を図らな

ければいけないと考えております。改めて、省としてそのような思いを1つにし、しっかりと対応していきたいと思います。

○ 私からは以上です。